

市・都民税の申告、所得税および復興特別所得税の確定申告はお早めに

問課税課

市・都民税の申告、所得税および復興特別所得税の確定申告に関する窓口相談＝2月18日(月)～3月15日(金)

※初日および期限直前は大変混雑しますので、余裕をもってお越しください。

日午前9時～午後4時(確定申告書の相談受け付けは午後3時まで)
場本庁舎1階市民ロビー
問課税課

所得税および復興特別所得税の申告＝2月18日(月)～3月15日(金)

消費税および地方消費税の申告＝4月1日(月)まで

贈与税の申告＝2月1日(金)～3月15日(金)

東村山税務署の申告書作成会場＝2月18日(月)から

※所得税および復興特別所得税の還付を受けるための申告書の提出は、2月15日(金)以前でも受け付けています。

日平日午前9時～午後5時
日曜日の確定申告の相談および申告書の受け付け＝2月24日(日)、3月3日(日)
※日曜日の受け付けでは、電話での相談、国税の領収、納税証明書の発行はできません。
場東村山税務署(本町1-20-22)
※車での上置はご遠慮ください。
問東村山税務署(☎394-6811)

申告に必要なもの

- 印鑑
- マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでないかたは、個人番号が確認できる書類(通知カード又はマイナンバーの記載のある住民票の写し等)と身元確認書類(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証等)をご持参ください。
※郵送で申告書を提出する場合は、マイナンバーカードの写し(両面)又は個人番号が確認できる書類と身元確認書類の写しを添付してください。
- 平成30年分の源泉徴収票、収入証明書等の収入金額が分かるもの
- 30年分の社会保険料の領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- 30年分の医療費の明細書(医療費控除を受けるかた)
- 障害者手帳又は愛の手帳等(障害者控除を受けるかた)
- ※30年に市・都民税の申告をしたかたは、30年中に東村山市へ転入した満20歳以上の国民健康保険加入者等には、1月下旬に申告書を郵送しました。お手元に申告書がないかたは、市・課税課(本庁舎2階)又は申告窓口で配布します。

市・都民税の申告

市・都民税は、平成30年1月1日から12月31日までの所得に基づいて課税します。申告が遅れたり、申告をしていない場合は、国民健康保険税や介護保険料等の算定に影響が出たり、各種手当等の申請に必要な課税・非課税証明書の交付が受けられないことがありますので、必ず期間内に申告をしてください。

申告の必要がないかた

○税務署へ所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出したかたと同居の扶養親族
○給与所得のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が市へ提出されているかたと同居の扶養親族
30年中に収入のなかったかたや扶養親族であっても、非課税証明書の交付や国民健康保険税、介護保険料等の算定が必要となる場合がありますので、市へ市民税・都民税申告書を提出してください。

公的年金所得のみのかたの申告

公的年金収入のみで、年金支払者から公的年金等支払報告書が市へ提出されているかたは、市・都民税の申告の必要はありませんが、社会保険料控除、生命保険料控除等の各所得控除が算入されない(年末調整がされない)ため、税額が高くなる場合があります。また、公的年金等支払報告書では、扶養控除や配偶者控除、障害者控除や寡婦(夫)控除の把握ができず、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料等の算定にも影響が出る場合がありますので、公的年金収入のみのかたでも可能な限り申告してください。

住民税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)

21年から33年12月に入居し

確定申告の必要があるかた

次の計算で残額があり、さらに下記の項目のいずれかに該当するかたは、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

計算式

$$\begin{aligned} & \text{各種所得の合計額} - \text{所得控除} = \text{課税される所得金額} \\ & \text{課税される所得金額} \times \text{税率} = \text{所得税額} \\ & \text{所得税額} - \text{税額控除(配当控除・住宅借入金等特別控除額等)} = \text{残額がある場合} \end{aligned}$$

項目

- 給与の収入額が2千万円を超える
- 給与を1か所から受けていて、他の所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、他の所得金額(退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- 同族会社の役員やその親族で、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、資産の賃貸料等の支払いを受けた
- 給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- 家事使用人等で、給与の支払いを受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている

た(又は予定のある)かたで、所得税の住宅ローン控除の適用を受けていて、一定の要件を満たすかたを対象に、各年分の所得税額から控除しきれない額がある場合は、翌年度の住民税より控除されます。

1年目

東村山税務署へ所得税および復興特別所得税の住宅ローン控除の確定申告を行ってください。

2年目以降

給与所得のみで所得税の住宅ローン控除の適用を年末調整で受けているかたは、給与支払報告書が勤務先から市へ提出されていれば、手続きや申告は不要です。

※年末調整が済んでいないかたや給与以外の所得があるかたは、東村山税務署で確定申告を行ってください。

※詳細は国税庁のホームページをご覧ください。東村山税務署へお問い合わせください。

確定申告の復興特別所得税の計算をお忘れなく

25年分からは、復興特別所得税を併せて申告・納付する必要があります。また、還付申告でも計算が必要となります。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に21%の税率を乗じて計算した金額です。また、25年1月1日から49年12月31日までの間に生じる所得について源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

確定申告により所得税および復興特別所得税が戻るかた

給与所得者で確定申告の必要がないかたでも次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付申告により税金が還付されます。

- 災害・盗難により住宅や家財等の資産を受けた損害等について雑損控除を受ける場合
- 病気やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- 住宅借入金等で家屋を新築・購入・増改築等をして、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける場合
- ※それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要書類等は事前にご確認ください。
- ※還付金の受け取りは、預貯金口座への振り込みをご利用ください。

年金申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が40万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要です。ただし計算の結果、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が戻る場合は、還付申告により税金が還付されます。

確定申告書は国税庁のホームページで作成できます

31年1月から、マイナンバーカードおよびICカードリーダーがなくてもパソコン、スマートフォン、タブレット端末から国税庁のオンラインサービス(e-Tax)での申告が可能になりました(事前に税務署からIDとパスワードの交付を受ける必要があります)。作成した申告書は印刷し、郵送等により税務署に提出できます。

また、マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちのかたは従来どおり、e-Taxを利用して提出できます。

確定申告書等の税務署への送付について

郵送で確定申告書等を提出するかたで「控え」に税務署の受付印が必要なかたは、「控え」と住所・氏名を明記し、所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

また、税務上の申告書や届出書は信書に該当しますので、郵便又は信書便で送付してください。この場合、通信日付印により表示された日を提出日と見なしますが、郵便又は信書便以外で送付した場合は、税務署に到達した日が提出日となりますのでご注意ください。

納税には口座振替をご利用ください

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の納税には、便利な振替納税又は電子納税をご利用ください。

30年分の確定申告の振替付日

- 所得税および復興特別所得税 4月22日(月)
- 個人事業者の消費税および地方消費税 4月24日(水)

★4面に続きます。